

東清水線（仮称）新設工事事業  
環境影響評価方法書

2019年4月

東京電力パワーグリッド株式会社



## まえがき

本書は、東京電力パワーグリッド株式会社が行う、東清水線(仮称)新設工事業に係る環境影響評価の一環として、「山梨県環境影響評価条例」(平成10年3月27日、山梨県条例第1号)、「山梨県環境影響評価条例施行規則」(平成11年2月22日、山梨県規則第2号)、「山梨県環境影響評価等技術指針」(平成11年2月22日、山梨県告示第72号、[改正]平成27年5月25日、山梨県告示第183号)に基づき、環境影響評価方法書として必要な事項を取りまとめたものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平30情複, 第1322号)

本書に掲載した地図を第三者が複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。



# 東清水線（仮称）新設工事事業 環境影響評価方法書

## 目 次

まえがき

### 第1章 事業計画の概要

1.1 事業者の氏名及び所在地	1-1
1.2 事業の名称等	1-1
1.3 事業の目的及び内容	1-2
1.3.1 事業の目的	1-2
1.3.2 対象事業実施区域の位置	1-3
1.3.3 事業の内容	1-7

### 第2章 地域特性

2.1 地域特性を把握する地域	2-1
2.2 地域の自然的状況	2-3
2.2.1 大気環境	2-3
2.2.2 悪 臭	2-12
2.2.3 騒音・振動	2-12
2.2.4 水質汚濁	2-13
2.2.5 土壌	2-19
2.2.6 地盤沈下	2-21
2.2.7 地形及び地質	2-22
2.2.8 動植物・生態系	2-26
2.2.9 景観・人と自然との触れ合いの場	2-60
2.2.10 一般環境中の放射性物質	2-67
2.3 地域の社会的状況	2-68
2.3.1 人 口	2-68
2.3.2 産 業	2-69
2.3.3 土地利用	2-70
2.3.4 水利用	2-72
2.3.5 交 通	2-73
2.3.6 公共施設	2-75
2.3.7 観光・レクリエーション	2-75
2.3.8 史跡文化財	2-75
2.3.9 関係法令	2-76
2.3.10 その他の事項	2-103

<b>第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出</b>	
3.1 環境影響要因の抽出	3-1
3.2 環境要素の抽出	3-2
<b>第4章 環境影響評価を行う項目</b>	
4.1 選定項目と選定理由	4-1
<b>第5章 環境影響評価の手法</b>	
5.1 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のための項目	5-1
5.1.1 陸上植物	5-1
5.1.2 陸上動物	5-4
5.1.3 生態系	5-7
5.2 人と自然との豊かな触れ合いの確保のための項目	5-8
5.2.1 景観・風景	5-8
<b>第6章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域</b>	
6.1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域	6-1
<b>第7章 環境影響評価図書を作成した事業者の氏名及び住所</b>	
7.1 環境影響評価図書を作成した事業者の氏名及び住所	7-1

## 参考資料